平成30年度 第4回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録(概要版)

- 1 日 時 平成30年8月6日(月) 14時00分~14時35分
- 2 場 所 十勝総合振興局 2 A会議室
- 3 出席者 以下のとおり
- (1)委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 ((株)街NAMI代表取締役)

特別委員 島野 治人 ((株)根室市観光開発公社専務取締役)

特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)

特別委員 金子 ゆかり ((有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長

中上 貴恵

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長

相樂 祐介

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任

森越 愛

オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任

鈴木 裕樹

オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事

義煎 航平

- 4 傍聴者 なし
- 5 審議事項
  - ・ 「サツドラ帯広西8条店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について

#### 6 議事要旨

(1)「サツドラ帯広西8条店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。 委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

・ 出入口③付近における自動車の事故防止及び駐車場の配置について

自動車同士の交錯を防止するため、駐車マスの位置等を変更することを確認。

具体的には、店舗入口前面(出入口③周辺)の駐車マス一列を取り止め、路面をゼブラ表示とし、2mの緩衝地帯を設置すること、また、縦系列の駐車マス間の車路幅員を7mから8mに拡張し、少しでも駐車しやすい設計とすることを確認。

加えて、店内の掲示により、出入口③付近における交錯防止の注意喚起を行うとともに、今後の 運用状況によっては、看板の設置など、さらなる注意喚起の対策を検討することを確認。

駐車場南東の堆雪場所について

施設配置図の変更とともに、冬季一時堆積場のスペースの位置を見直したことを確認。

今後、堆積場スペースの設定にあたっては、より実態の利用状況を踏まえた設計とするよう注意 するとともに、駐車場内の見通し確保のため、道路側にはできる限り雪を堆積せず、適時の排雪に 努めることを確認。

- (2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。
- 7 審議会資料等 審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり

### 別 紙

# (答申 サツドラ帯広西8条店)

### (答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

## (理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類(以下「届出書等」という。)では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申する ものである。